

議案第 5 1 号

令和 2 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和 2 年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,122 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 350,629 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

予 算 補 正

歳 入

款	項
1 繰 入 金	
	1 繰 入 金
3 諸 収 入	
	1 貸 付 金 元 利 収 入
4 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
15,739 <sup>千円</sup>	6,843 <sup>千円</sup>	22,582 <sup>千円</sup>
15,739	6,843	22,582
241,322	△24,651	216,671
241,301	△24,651	216,650
—	13,686	13,686
—	13,686	13,686
354,751	△ 4,122	350,629

歳 出

款	項
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
354,751 <sup>千円</sup>	△ 4,122 <sup>千円</sup>	350,629 <sup>千円</sup>
354,751	△ 4,122	350,629
354,751	△ 4,122	350,629

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業	千円 13,686	政府資金から普通貸借 による。	無利子	母子及び父子並び に寡婦福祉法に定 めるところにより 償還する。